

監督署への電子申請が簡単（2ステップ）になりました

感染症拡大防止のため、電子申請や郵送を利用しましょう！

労働基準法や最低賃金法に定められた手続については、労働基準監督署の窓口にお越しいただくことなく、電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」から、電子申請を利用して行うことができます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、できるだけ労働基準監督署の窓口での届出・申請は避け、電子申請の利用を推奨します。

電子申請がただちに利用できない場合には、郵送により届出・申請することも可能です。

届出・申請可能な主な手続

- 労働基準法に定められた届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51種類
時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）
就業規則（変更）届出
1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
- 最低賃金法に定められた届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9種類
最低賃金の減額特例許可の申請など

電子申請は、2ステップで可能です！



- ① e-Gov からアカウントを登録
- ② フォーマットに必要事項を入力

★ 令和3年4月から電子署名・電子証明書は不要になりました！

電子申請の利用方法

「e-Gov」のホームページから電子申請が利用できます。
基本的な流れについては、厚生労働省HPのパンフレット等をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

労基法等 電子

検索

「36協定届」・「就業規則（変更）届」など
労働基準法などの電子申請がさらに便利になりました！

「e-Gov電子申請」でスマートに届け出ましょう

e-Gov電子申請とは

～最近の更新点～

- 令和3年7月1日から、電子申請でも受付印が押された届出をダウンロードできるようになりました。（一部の申請種別）
- 令和3年3月29日から、36協定届の本社一括届出の要件が緩和されます！（電子申請による届出は、本申請1枚で済みます）
- 令和3年4月1日から、電子署名、電子証明書が不要になります！

厚生労働省のホームページにe-Gov電子申請へのリンクなどを掲載しています。ぜひ、ご利用ください。

手続の流れなど

e-Govの申請画面に沿って、P3から「電子申請を行うための準備」、P7からの届出書（労働基準法単位・特例事項付き）の手続方法をご紹介します。

- 1 事前準備（パソコンの設定など） P.3～4
- 2 e-Govアプリ起動・マイページのログイン P.5
- 3 手続の検索 P.6
- 4 申請書入力 1. 基本情報入力 P.7～8
- 5 申請書入力 2. 申請書形式記入 P.8
- 6 申請書入力 3. 添付書類の添付 P.8
- 7 申請書入力 4. 届出先選択 P.8
- 8 申請書入力 5. 電子署名・電子証明書の添付^{※1} P.9
- 9 申請案件の手続終了の確認^{※2} P.10

提出完了！！

<本社一括届> 複数申請種別の届出を本社一括届出する方法について

- 1 本社一括届出手続^{※3} P.11～15

※1 令和3年3月29日付の届出書の本社一括届出の要件が緩和されます。

※2 令和3年7月1日より、36協定届・1年単位の変形労働時間制に関する届出書（協定届・変更）届出については、受付印がダウンロードできます。

※3 令和3年3月29日付の届出書の手続方法が変更になりました。

お問い合わせ先など P.16